(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年5月29日

東京都知事 殿

提出者

住 所 茨城県水戸市千波町1950ウェーブ21ビル3階A

氏 名 株式会社 大洋

代表取締役 勝山 純至

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 029-305-3321

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業場の名称	株式会社 大洋
事	業場の所在地	東京都管轄区域内(八王子市除く)
計	画 期 間	令和6年4月1日~令和7年3月31日
当該	亥事業場において現に行	_{了っている事業に関する事項}
	①事業の種類	建設業
	②事業の規模	元請完成工事高 2,022,988千円(前年度実績)
	③従 業 員 数	30名
	④産業廃棄物の一連 の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

(日本産業規格 A列4番)

産業	産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項							
	(管理体制図)							
	別添2 管理体制図の	とおり						
産業	L É廃棄物の排出の抑制は	こ関する事項						
		【前年度(令和5 年	度)実績】					
		産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類				
		排 出 量	0.41 t	6.30 t				
	0 - 11	(これまでに実施し						
	①現状	・分別を徹底し、排出	11里で抑制する。					
		【目標】						
		産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類				
		排 出 量	0.37 t	5. 67 t				
		 (今後実施する予定						
	②計画	同上						
本出	 	(東西						
上 未	民無物の方別に関する 		廃棄物の種類及び分別に	関する取組)				
			:金属をできる限り分別す					
	①現状	・混合廃棄物をできる		レナフ				
		・木くすが大量に出る ・石綿含有建材の分別	る物件では、種類別に分別 川の徹底。	J ⁻ 9 る。				
		(今後分別する予定	の産業廃棄物の種類及び	分別に関する取組)				
	②計画	同上						
	₩ 門 四							
	Ī	Ī						

産業	廃棄物の)種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト	レンガ破片なる
排	出	量	8.40 t	9, 122. 40 t	80.10 t	51. 82
【目標】						
	廃棄物の)種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト	レンガ破片なる

産業	廃棄物の	種類	石綿含有産業廃棄物	木くず	建設混合廃棄物	廃蛍光ランプ
排	出	量	9.86 t	120. 45 t	31.72 t	2, 000. 00
【目標】						
	廃棄物の)種類	石綿含有産業廃棄物	木くず	建設混合廃棄物	廃蛍光ランプ
)種類 量	石綿含有産業廃棄物 8.87 t	木くず 108.41 t	建設混合廃棄物 28.55 t	廃蛍光ランプ 1,800.00
産業	廃棄物の					
産業	廃棄物の					

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項						
		【前年度(令和5 年度)	実績】			
		産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類		
	①現状	自ら再生利用を行った 産業廃乗物の量	- t	- t		
		(これまでに実施した即	文組)			
		【目標】				
		産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類		
	②計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t		
		(今後実施する予定の即	文組)			
自ら	っ行う産業廃棄物の中間	引処理に関する事項				
		【前年度(令和5 年度)	実績】			
		産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類		
		自ら熱回収を行った 産業廃乗物の量	- t	- t		
	①現状	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t		
		(これまでに実施した耳	文組)			
		【目標】				
		産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類		
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t		
	②計画	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t		
		(今後実施する予定の即	X社.)			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度(令和5 年度)実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト	レンガ破片など
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト	レンガ破片など
自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度(令和5 年度)実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト	レンガ破片など
自ら熱回収を行った 産業廃乗物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト	レンガ破片など
自ら熱回収を行う 産業廃乗物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度(令和5 年度)実績】

産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	木くず	建設混合廃棄物	廃蛍光ランプ類
自ら再生利用を行った 産業廃乗物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	木くず	建設混合廃棄物	廃蛍光ランプ類
自ら再生利用を行う 産業廃乗物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度(令和5 年度)実績】

産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	木くず	建設混合廃棄物	廃蛍光ランプ類
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	木くず	建設混合廃棄物	廃蛍光ランプ類
自ら熱回収を行う 産業廃乗物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物σ	(第4回) の埋立処分又は海洋投入処分に関す	する事項 アスティー	
	【前年度(令和5 年度)実統	績】	
	産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類
①現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃乗物の量 (これまでに実施した取組)	- t	- t
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	 廃プラスチック類
②計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
産業廃棄物の処理の委	新に関する事項 【前年度(令和5 年度)実統	待 】	
	産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類
	全処理委託量	0.41 t	6.30 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0.41 t	6. 30 t
	再生利用業者への 処理 委託 量	- t	- t
①現状	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、適正な ・マニフェスト伝票の管理を ・電子マニフェストを活用し 図る。	:許可業者に委託する :適正に行う。	

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度(令和5 年度)実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト	レンガ破片など
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃乗物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト	レンガ破片など
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和5 年度)実績】

j	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等く	ず	コンクリート片		廃アスファルト	レンガ破片など
,	全処理委託量	8. 40	t	9, 122. 40	t	80.10 t	51.82 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	8. 40	t	-	t	- t	- t
	再生利用業者への 処理委託量	I	t	215. 20	t	80.10 t	- t
	認定熱回収業者 への処理委託量	Į	t	-	t	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量		t	I	t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度(令和5 年度)実績】

産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	木くず	建設混合廃棄物	廃蛍光ランプ類
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	木くず	建設混合廃棄物	廃蛍光ランプ類
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和5 年度)実績】

産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	木くず	建設混合廃棄物	廃蛍光ランプ類
全処理委託量	9.86 t	120.45 t	31.72 t	2,000.00 t
優良認定処理業者 への処理委託量	6.36 t	52. 25 t	31.72 t	2,000.00 t
再生利用業者への 処理委託量	- t	52. 25 t	- t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量		- t	- t	- t

(第5面)

	(弗3m	47			
	【目標】				
	産業廃棄物の種類	廃油	J	廃プラスチック類	
	全処理委託量	0.37	t	5. 67	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0. 37	t	5. 67	t
	再生利用業者への 処理委託量	-	t	-	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	-	t	-	t
②計画	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	-	t	-	t
	(今後実施する予定の耳・現在取り組んでいる事		<u>ti</u> .		
Na code The Law area (1919)					
※事務処理欄					

【目標】				
産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト	レンガ破片など
全処理委託量	7.56 t	8, 210. 16 t	72.09 t	46.64 t
優良認定処理業者 への処理委託量	7.56 t	- t	- t	- t
再生利用業者への 処理委託量	- t	193.68 t	72.09 t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

【目標】				
産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	木くず	建設混合廃棄物	廃蛍光ランプ類
全処理委託量	8.87 t	108.41 t	28.55 t	1,800.00 t
優良認定処理業者 への処理委託量	5.72 t	47.03 t	28. 55 t	1,800.00 t
再生利用業者への 処理委託量	- t	47.03 t	- t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添1 処理工程図

産業廃棄物処理業者に全量委託して処分 ・コンクリートがら、アスがら、木くで	ず、ガラス・陶磁器くず	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	⇒ 再利用
廃プラスチック類、紙くず、繊維くで ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ず、石膏ボード	」 焼却	
·建設混合廃棄物 ⇒ 分別 ⇒ 破码	卆、溶融 ⇒ 再利用		
・石綿含有建材 ⇒埋立			

別添2 管理体制図

【工事部】 ⇒ 廃棄物処理方針の策定 工事本部長(廃棄物管理担当部長) - 廃棄物処理方針の策定 ⇒・廃棄物処理方針の策定処理業者の選定及び管理 委託契約の締結 各作業所長 ⇒ ・廃棄物の委託、監視 ・マニフェスト伝票(紙・電子)の交付・管理 社内にて、マニフェスト伝票(紙・電子)の集計、管理、保管